

【お知らせ】令和元年12月11日に、防火避難規定の合理化などを行った、建築基準法施行令が公布されました。（施行日：令和2年4月1日）

防火・避難関係規定の概要は、次の①～⑨通りです。

①窓その他の開口部を有しない居室の範囲（令第111条第1項関係）

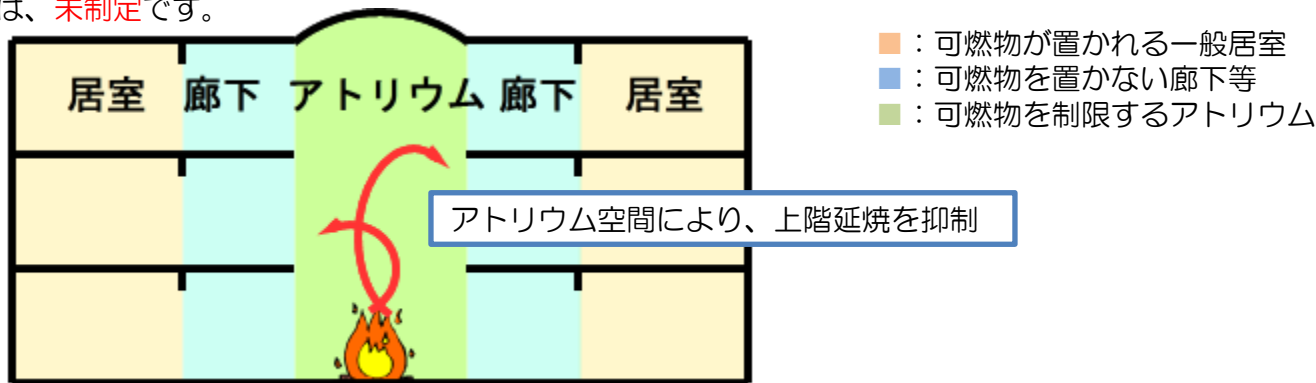
区画する主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造らなければならない窓その他の開口部を有しない居室から、避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室その他の居室であって、避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものを除くこととする。

告示は、**未制定**です。

②吹抜き等の空間を設けた場合における防火区画（面積区画）（令第112条第1項関係）

二以上の部分が吹抜きとなっている部分その他の一定規模以上の空間に接する場合において、当該二以上の部分の構造が通常の火災時において相互に火熱による防火上有害な影響を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものである場合においては、当該二以上の部分と当該空間とが特定防火設備で区画されているものとみなして、令第112条第1項の規定を適用することとする。

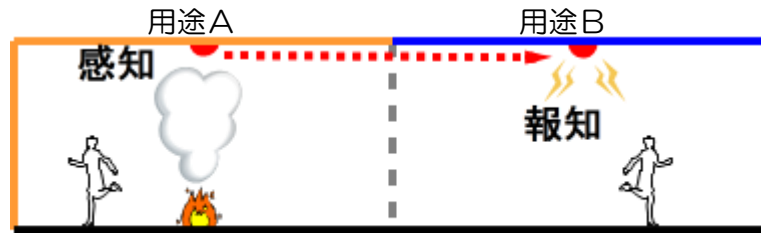
告示は、**未制定**です。



※：面積区画としての特定防火設備は設置不要となるが、全館避難安全検証法による竪穴区画免除が必要。

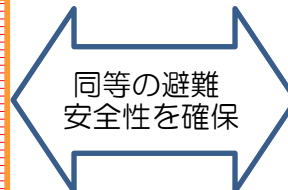
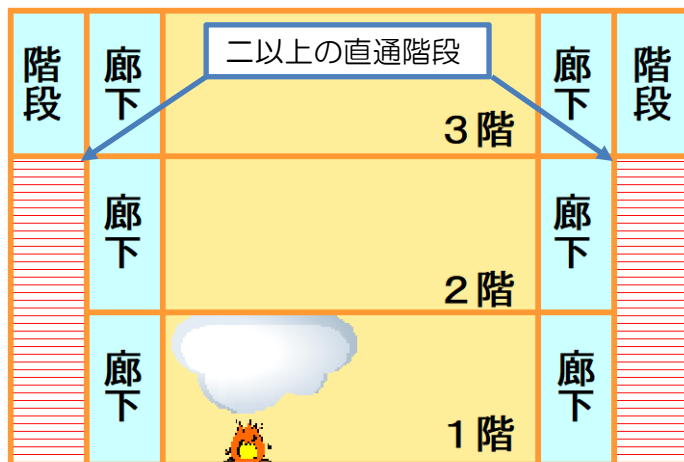
【お知らせ】

- ③警報設備の設置等の措置が講じられた場合における防火区画（異種用途区画）（令第112条第18項関係）
 警報設備を設置することその他これに準ずる措置が講じられている場合には、異種用途区画を不要とすることとする。
 建築物の防火避難規定の解説本、P.130「異種用途区画」の運用を法文化。
 告示は、**未制定**です。



用途Aと用途Bで火災情報を確実に共有することで、両者が同一の用途である場合と同様に、避難を開始することができる。

- ④二以上の直通階段の設置基準（令第121条第1項関係）
 福祉施設等について、3階建て以下で延べ面積200㎡未満の小規模な建築物であって、階段の安全確保に係る措置がとられているものには、二以上の直通階段の設置は適用しない。



【お知らせ】

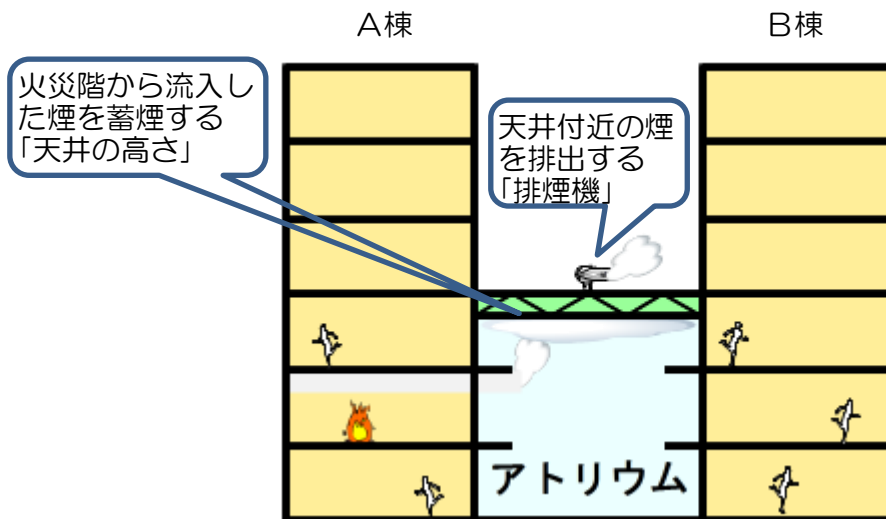
⑤共同住宅のメゾネット住戸の床面積の算定方法（令第123条の2関係）

6階以上の階で居室を有するもの（避難階段があるもの等を除く。）について二以上の直通階段の設置が必要であるとしている令第121条第1項第6号イの適用については、主要構造部を準耐火構造とした共同住宅のメゾネット住戸の階のうち出入口のある階以外の階を出入口のある階にあるものとみなすこととする。

⑥排煙設備の設置基準（令第126条の2第2項及び第137条の14第3号関係）

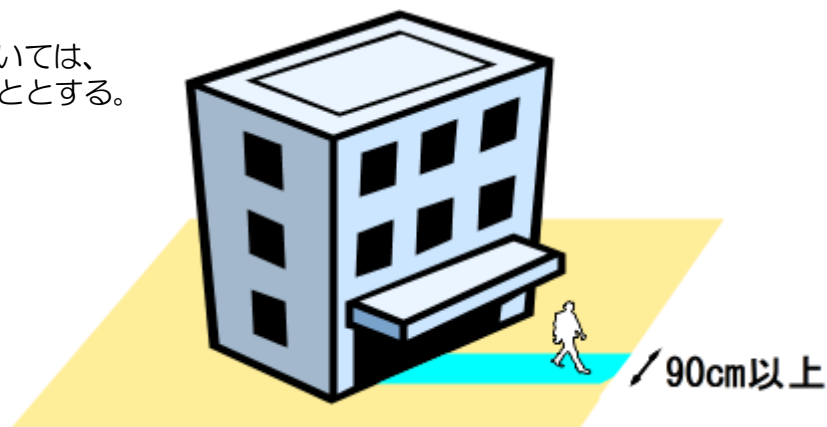
建築物の2以上の部分の構造が通常の火災時において相互に煙又はガスによる避難上有害な影響を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものである場合における当該部分については、それぞれを別の建築物とみなして、令第5章第3節（排煙設備）の規定を適用することとする。

告示は、**未制定**です。



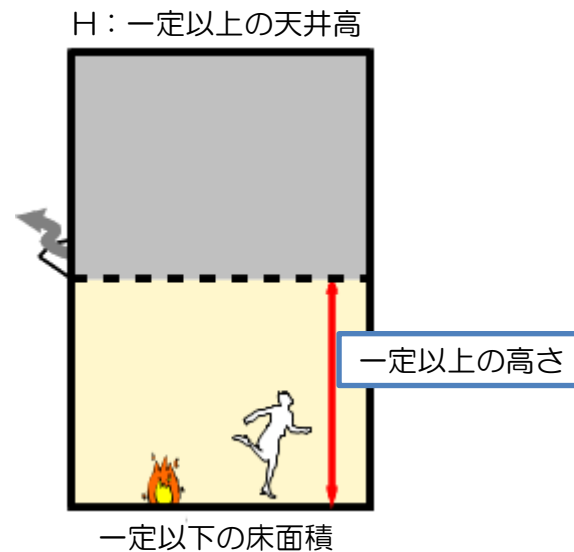
【お知らせ】

- ⑦敷地内に設けるべき通路の幅員（令第128条関係）
階数が3以下で延べ面積が200㎡未満の建築物については、敷地内の通路の幅員を90cm以上確保すればよいこととする。



- ⑧特殊建築物等の内装制限（令第128条の5第7項関係）
令第128条の5第1項から第6項までの規定は、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として、床面積、天井の高さ並びに消火設備及び排煙設備の設置の状況及び構造を考慮して国土交通大臣が定めるものについては、適用しないこととする。

告示は、**未制定**です。

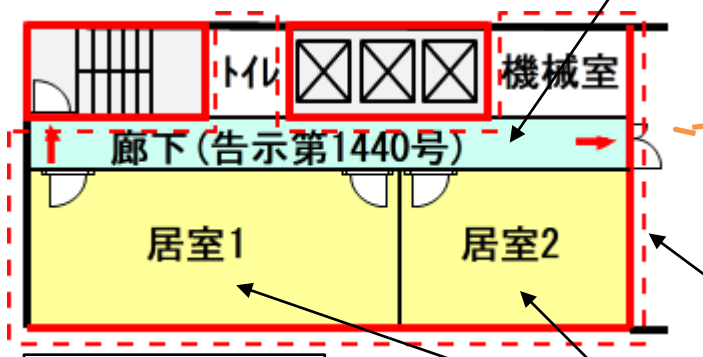


【お知らせ】

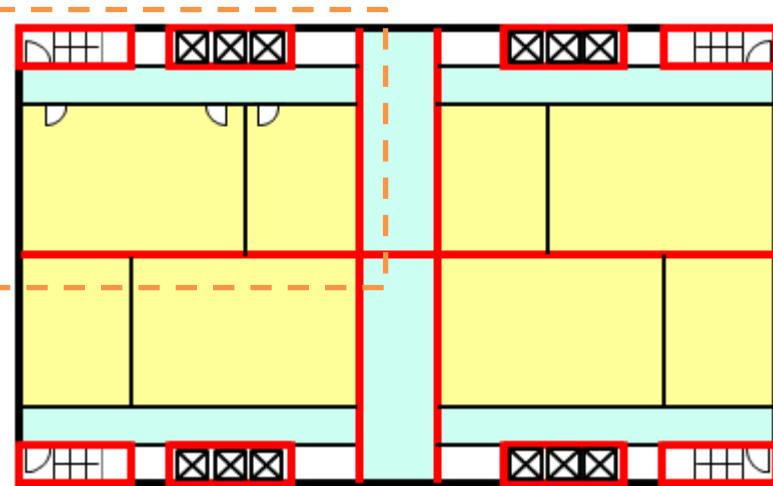
⑨避難安全検証法（令第128条の6関係）

区画避難安全検証法の追加

告示は、**未制定**です。



- ：居室の部分
- ：避難経路等の部分
- ：その他の部分（非火災室）
- ：区画部分の出口
- ：区画部分（区画避難検証の対象範囲）
- ：防火区画



①前提条件の確認

②区画内の各居室の避難安全性の確認
【居室避難検証】

③区画内の避難経路（廊下）の安全性の確認
【廊下避難検証】

検証によって安全性が確認された区画については、
「排煙設備」「内装制限」の規定を適用しない。

平成30年6月25日に改正された建築基準法(3月以内施行および1年以内施行)に係る質疑応答集(令和元年12月20日時点)が、国土交通省のホームページにupされています。詳細は以下のアドレスからご確認ください。

URL： <http://www.mlit.go.jp/common/001320979.pdf>

【編集後記】

新年明けましておめでとうございます！
新年号となります今回のメールマガジンは、建築基準法施行令の改正について、防火・避難関係規定の項目を紹介させて頂きました。これらの項目について、詳細が分かりましたら、メールマガジンにて、お知らせいたします。
今後も旬な情報を分かりやすく、お伝えできるよう、精進したいと思います。本年もよろしくお願い致します。

発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所
建築確認評価センター 建築確認検査課
担当：城ヶ原・中川・中尾
TEL：06(6966)7565
E-mail：kakunin@gbrc.or.jp